

7 土(技)第 4 1 号
令和 7 年 4 月 1 日

建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長
(公印省略)

「総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する運用」の
一部改正について (通知)

標記について、工事関係書類の簡素化を図るため、別紙のとおり「総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する運用」を改正しましたので、お知らせします。

問合せ先

愛媛県土木部土木管理局土木管理課技術企画室 技術管理係
上田、武井 089-912-2648 (係直通)

総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する運用

1 目的

総合評価落札方式において、総合評価に係る資料として提出された「技術提案」「簡易な施工計画」及び「企業の施工能力について」のうち生産性向上の取組（ＩＣＴの活用）、「技術力の継続的な確保について」のうち設備等施工体制、県内下請業者の活用及び若手技術者等の育成に記載された内容（以下「技術提案等」という。）の履行状況を確認することにより、総合評価落札方式で実施した工事の適正な契約の履行を確保することを目的とする。

2 適用

本運用は、次の工事に適用する。

- 対象工事① 標準型、施工計画型で入札を実施し、「技術提案」「簡易な施工計画」を求める工事
- 対象工事② 評価項目に「生産性向上の取組（ＩＣＴの活用）」を設定する工事で、当該評価項目で評価された者が落札した工事
- 対象工事③ 評価項目に「設備等施工体制」を設定し、かつ評価内容に「所有する主作業船の使用」「所有する法面工事主要機械の使用」「所有するアスファルトフィニッシャの使用」及び「所有する解体用重機の使用」を設定する工事で、当該評価項目で評価された者が落札した工事
- 対象工事④ 評価項目「県内下請業者の活用」で評価された者が落札した工事
- 対象工事⑤ 評価項目に「若手等技術者等の育成」を設定する工事で、当該評価項目で評価された者が落札した工事

3 履行確認方法

対象工事の技術提案等の履行確認は工事の各段階において次のとおり行うものとする。なお、別添「総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する実施フロー」も参照すること。

【入札準備段階】設計図書に技術提案等の履行確認に関する特記仕様書を添付

別添「総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書」を添付し、技術提案等の履行確保を工事請負契約時の契約事項とする。

※受注者が、対象工事②において当該工事でICTを活用しないとして落札した場合、及び対象工事③において所有する主作業船及び建設機械を当該工事に使用しないとして落札した場合、又は対象工事④において若手技術者等（30歳未満）を配置しないとして落札した場合、対象工事⑤において下請業者のうち一社でも県内業者でない業者が施工するとして落札した場合は、以下の項目は対象外

【工事着手前】施工計画書の記載内容を確認

施工計画書に「総合評価における技術提案等の履行確認チェックリスト（様式1）（以下「チェックリスト」という。）」を添付、また対象工事①においては別添「総合評価における技術提案等の履行確認書（様式2又は3）（以下「技術提案等確認書」という。）」を添付させ、技術提案等の内容とその確認方法が記載されているかを確認する。

【工事施工中】技術提案等の履行確認

施工計画書の内容に基づき、監督員は施工中及び施工後に技術提案等の履行確認を行う。その際、必要に応じ、受注者に資料の提出や説明を求める。

履行が確認できた場合には、チェックリスト及び技術提案等確認書に確認日等を記入し、技術提案等の確認資料として完成図書に添付する。

履行確認の結果、技術提案等のうち一部でも履行確認ができない場合は、指示書等により、受注者側にその旨の通知を行うこと。

【工事完成后】工事成績評定点の減点措置

履行確認の結果、技術提案等のうち一部でも履行確認ができない場合は、「工事成績評定要領細則」に基づき工事成績評定点を減点するとともに、標準型にあつては違約金を徴収する。なお、違約金の徴収は「愛媛県建設工事標準型総合評価落札方式実施要領」に基づき算出した違約金を最終残額から差し引いたものを支払額とすることをもって行う。（契約の変更は行わず、違約金相当額と請負代金額を公金振替によって支払う。）

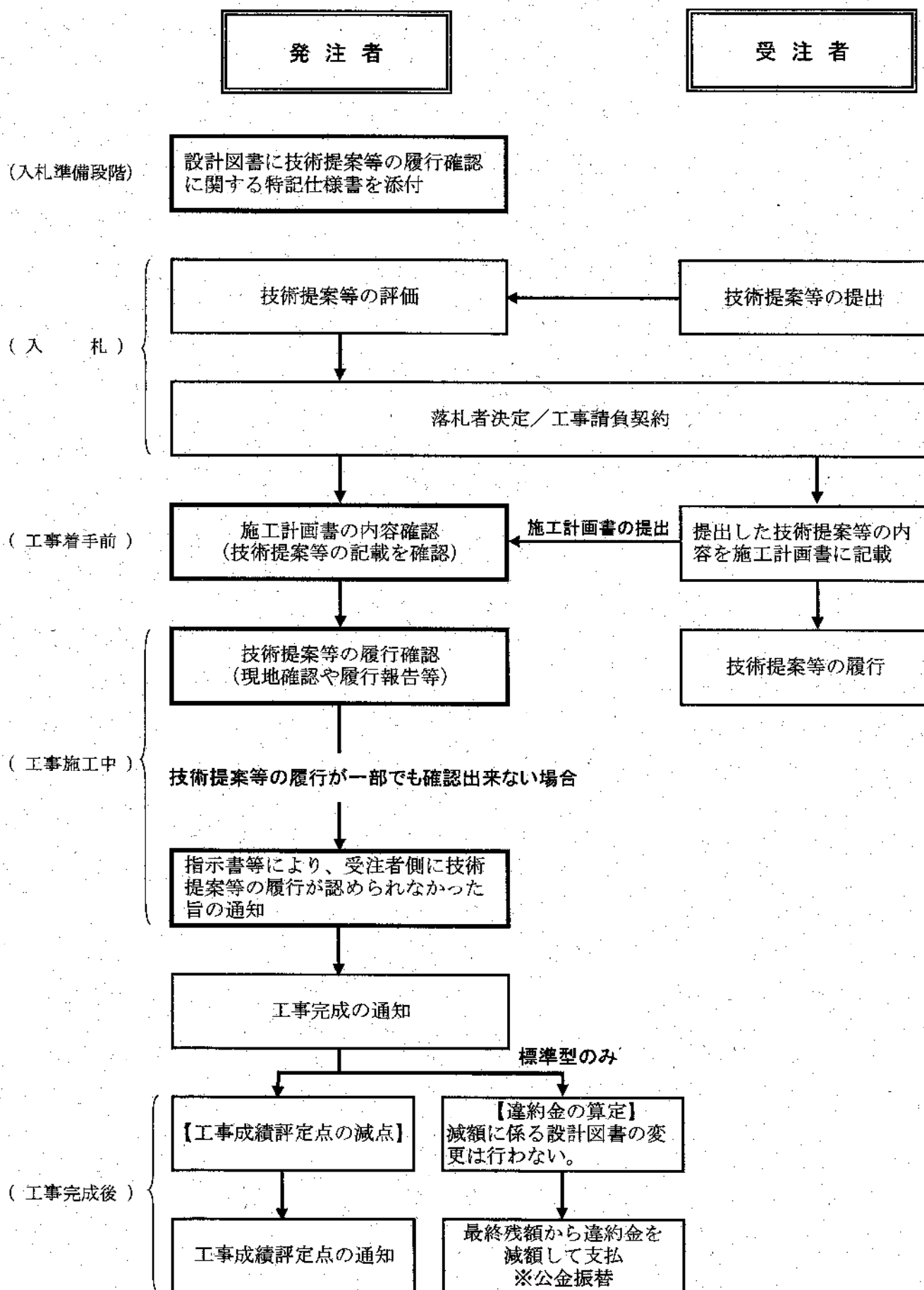
4 その他

○評価結果（過大な提案（オーバースペック）も含む）に関わらず技術提案等の記載内容については、受注者はその履行を確保しなければならない。

○「技術提案」「簡易な施工計画」において、工事品質の低下を招く恐れがあるものとして評価しなかった記載内容については、履行確認の対象外とすること。この場合、記載内容を実施することがないよう受注者に指示書で通知すること。

○技術提案等の履行確認に際して疑義が生じた場合は、その都度、技術企画室と協議すること。

総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する実施フロー



総合評価落札方式における技術提案等の 履行確認に関する特記仕様書（記載例）

本工事は、愛媛県工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び愛媛県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、この特記仕様書によらなければならない。

第1条（技術提案等の履行）

受注者は、総合評価落札方式において、総合評価に係る資料として提出された「技術提案」「簡易な施工計画」及び「企業の施工能力について」のうち生産性向上の取組（ICTの活用）、「技術力の継続的な確保について」のうち設備等施工体制、県内下請業者の活用及び若手技術者等の育成に記載された内容（以下「技術提案等」という。）を履行しなければならない。

第2条（技術提案等の施工計画書への記載）

- 1 受注者は、技術提案等について、愛媛県土木工事共通仕様書の規定に基づき提出する施工計画書に記載しなければならない。
- 2 施工計画書には、技術提案等における記載項目毎の履行確認の方法及び確認可能な時期等について、必要事項を記載しなければならない。
- 3 前項の履行確認の方法及び確認可能な時期等については、技術提案等の内容に関わらず工事完成の通知までに履行確認が可能となる方法をもって記載しなければならない。
- 4 第2項の記載に際しては、別紙様式第1～3号を使用するものとする。

第3条（発注者の履行確認）

- 1 受注者は、施工計画書の記載内容に従い、技術提案等の履行確認を受けなければならない。
- 2 受注者は、監督員から技術提案等の履行確認に関し、資料の提出や説明等を求められた場合はこれに応じなければならない。

第4条（工事成績評定点の減点）

- 1 技術提案等が履行されなかった場合は、工事成績評定点を減点するものとする。
- 2 前項の場合の減点については、工事成績評定要領細則の規定に基づき行うものとする。

第5条（違約金の徴収）

- 1 標準型において受注者の責により、技術提案の履行がなされなかったと認められる場合は、違約金を徴収するものとする。
- 2 前項の場合の違約金については、愛媛県建設工事標準型総合評価落札方式実施要領の規定に基づき、請負代金額から減額するものとする。

総合評価における技術提案等の履行確認チェックリスト

(令和7年5月31日までに公告を行う工事に適用)

評価項目	評価対象	発注者 の欄	備考
標準型			
☐ ○○○について	様式1号のとおり		
施工計画型			
☐ 施工上配慮すべき事項 ☐ 工程管理に係る技術的所見 ☐ 品質管理に係る技術的所見	様式2号のとおり		
施工計画型、実績確認型			
☐ 生産性向上の取組 (ICTの活用)	☐ 施工プロセス※4の全てでICTを活用(ICT全面活用) 【活用する具体的な工程・種別】 記載例: 土工(掘削工) など ☐ 施工プロセスの一部でICTを活用(ICT部分活用) 【活用する具体的な工程・種別及び施工プロセス】 記載例: 作業土工(床土工)①、②、④、⑤ など(入札時に記載したもの全て記入すること) ☐ その他のICTを活用 【活用する具体的な工程・種別や技術】 記載例: 全ての段階確認、材料確認及び立会について、遠隔現場で実施 など	☐ 確認日 (月 日)	
施工計画型、実績確認型、簡易実績型			
☐ 設備等施工体制	☐ 所有する主作業船を使用 ☐ 所有する法面工事主要機械を使用 ☐ 所有するアスファルトフィニッシャーを使用 ☐ 所有する解体用重機を使用 【使用予定機械】 メーカー: 規格: 型式: 製造番号: 【確認方法】 記載例: ・〇月〇日頃コンクリート吹付工の施工中に、現場にて機械の銘板を確認 ・施工状況写真及び銘板の写真で確認 など※1	☐ 確認日 (月 日)	
施工計画型、実績確認型、簡易実績型			
☐ 県内下請業者の活用	☐ 全ての下請業者(二次以下を含む)が県内に本店を有する業者に発注予定する場合 ☐ 県内に本店を有する元請業者が自社施工する場合 【確認方法】 下請施工通知などにより確認※3	☐ 確認日 (月 日)	
施工計画型、実績確認型			
☐ 若手技術者等の育成	☐ 30歳未満を担当技術者として配置 ☐ 35歳未満を担当技術者として配置 ☐ 30歳未満現場代理人として配置 ☐ 35歳未満現場代理人として配置 【確認方法】 「現場代理人、主任(監理)技術者等について(通知)」、運転免許証の写しなどにより確認※2	☐ 確認日 (月 日)	

上記の評価項目について、履行状況の確認を実施し、適正に履行されていることを確認した。

令和 年 月 日

監督員:

※ 本チェックリストは、施工前に記載し、施工計画書に添付すること。(施工計画書の一部とする。)

※ 入札時に評価された評価項目及び評価対象にチェックを入れ、必要事項を記入すること。

※1 写真で確認する場合、使用機械の全体写真及び銘板、刻印の表示内容がわかる写真を完成図面に添付すること。

※2 加算対象となった技術者等については、工期終了までの職務に就く必要があり、やむを得ない場合を除き、工期中の変更及び退任は認められない。なお、変更及び退任がやむを得ない場合において、引き続き30歳未満の技術者等が配置される場合に限っては、継続配置されているものとする。

※3 下請施工に変更があった場合は変更後のものを確認すること

※4 施工プロセスとは、①3次元起工測量、②3次元設計データ作成、③ICT建設機械による施工④3次元出来形管理等の施工管理、⑤3次元データの納品の各段階をいう。

総合評価における技術提案等の履行確認書(技術提案)

評価項目	〇〇〇〇について
------	----------

着目点	
-----	--

提案	具体的な提案内容	確認方法	チェック欄	確認日 月 日

令和 年 月 日

確 認 書

上記の技術提案について、履行状況の確認を実施し、適正に履行されていることを確認した。

監督員:

※本様式は、施工前に記載し、施工計画書に添付すること。（施工計画書の一部とする。）
※完成時には、本様式と履行確認時に使用した資料等を監督員に提出すること。

総合評価における技術提案等の履行確認書(施工計画)

評価項目	☐ 施工上配慮すべき事項
	☐ 工程管理に係る技術的所見
	☐ 品質管理に係る技術的所見

評価対象	
------	--

項 目	具体的な対応策	確認方法	チェック欄	確認日
			☐	月 日

令和 年 月 日 確 認 書 上記の施工計画について、履行状況の確認を実施し、適正に履行されていることを確認した。 監督員: _____

※本様式は、施工前に記載し、施工計画書に添付すること。(施工計画書の一部とする。)
※完成時には、本様式と履行確認時に使用した資料等を監督員に提出すること。

総合評価における技術提案等の履行確認書(施工計画)

評価項目	☒ 施工上配慮すべき事項
	☐ 工程管理に係る技術的所見
	☐ 品質管理に係る技術的所見

評価対象	安全対策上配慮すべき事項(下部工施工時の安全対策について)
------	-------------------------------

項 目	具体的な対応策	確認方法	チェック欄	確認日
下部工施工時の安全対策について	・ 覆工板設置後はただちに手すりを設置する。	・ 〇月〇日頃設置予定であることから、現場確認が可能	☒	〇月〇日
	・ 作業時には、棧橋の沈下状況を常に測量・検測を行う。	・ 棧橋設置後の〇月〇日以降、現地確認が可能	☒	〇月〇日
	・ 地形上、強風が吹く場合があるため、現場に風速計を設置する。	・ 準備工を行う、〇月〇日以降、現地確認が可能	☒	〇月〇日
	・ 工具類の使用前点検、使用後の点検を実施する。	・ 点検状況を写真で報告	☒	〇月〇日

令和 年 月 日

確 認 書

上記の施工計画について、履行状況の確認を実施し、適正に履行されていることを確認した。

監督員: ○○ ○○

※本様式は、施工前に記載し、施工計画書に添付すること。(施工計画書の一部とする。)

※完成時には、本様式と履行確認時に使用した資料等を監督員に提出すること。

○総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する運用 新旧対照表

新	旧
総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する運用 1 目的 総合評価落札方式において、総合評価に係る資料として提出された「技術提案」「簡易な施工計画」及び「企業の施工能力について」「技術力の継続的な確保について」「ICTの活用」、「技術力の継続的な確保について」のうち生産性向上の取組（ICTの活用）、若手技術者等の育成、設備等施工体制、若手技術者等の育成及び県内下請業者等の活用（以下「技術提案等」という。）の履行状況を確認することにより、総合評価落札方式で実施した工事の適正な契約の履行を確保することを目的とする。 2 適用 対象工事①～③ 省略 対象工事④ 評価項目「県内下請業者等の活用」で評価された者が落札した工事 対象工事⑤ 評価項目「若手等技術者等の育成」を設定する工事で、当該評価項目で評価された者が落札した工事 3 履行確認方法 対象工事の技術提案等の履行確認は工事の各段階において次のとおり行うものとする。なお、別添「総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する実施フロー」も参照すること。 【入札準備段階】設計図書に技術提案等の履行確認に関する特記仕様書を添付 別添「総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書」を添付し、技術提案等の履行確保を工事請負契約時の契約事項とする。 ※受注者が、対象工事②において当該工事でICTを活用しないとして落札した場合、及び対象工事③において所有する主作業船及び建設機械を当該工事に使用しないとして落札した場合、又は対象工事④において若手技術者等（30歳未満）を配置しないとして落札した場合、対象工事⑤において下請業者のうち一社でも県内業者でない業者が施工するとして落札した場合は、以下の項目は対象外 【工事着手前】施工計画書の記載内容を確認 施工計画書に「総合評価における技術提案等の履行確認チェックリスト（様式1）」（以下「チェックリスト」という。）を添付、また対象工事①においては別添「総合評価における技術提案等の履行確認書（様式2又は3）」（以下「技術提案等確認書」という。）を添付させ、技術提案等の内容とその確認方法が記載されているかを確認する。	総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する運用 1 目的 総合評価落札方式において、総合評価に係る資料として提出された「技術提案」「簡易な施工計画」「企業の施工能力について」「技術力の継続的な確保について」「うち生産性向上の取組（ICTの活用）、設備等施工体制、若手技術者等の育成及び県内下請業者等の活用（以下「技術提案等」という。）の履行状況を確認することにより、総合評価落札方式で実施した工事の適正な契約の履行を確保することを目的とする。 2 適用 対象工事①～③ 省略 対象工事④ 評価項目に「若手等技術者等の育成」を設定する工事で、当該評価項目で評価された者が落札した工事 対象工事⑤ 評価項目「県内下請業者の活用」で評価された者が落札した工事 3 履行確認方法 対象工事の技術提案等の履行確認は工事の各段階において次のとおり行うものとする。なお、別添「総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する実施フロー」も参照すること。 【入札準備段階】設計図書に技術提案等の履行確認に関する特記仕様書を添付 別添「総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書」を添付し、技術提案等の履行確保を工事請負契約時の契約事項とする。 ※受注者が、対象工事②において当該工事でICTを活用しないとして落札した場合、及び対象工事③において所有する主作業船及び建設機械を当該工事に使用しないとして落札した場合、又は対象工事④において若手技術者等（30歳未満）を配置しないとして落札した場合、対象工事⑤において下請業者のうち一社でも県内業者でない業者が施工するとして落札した場合は、以下の項目は対象外 【工事着手前】 施工計画書に 別添「総合評価における技術提案等の履行確認書（以下「技術提案等確認書」という。）」を添付させ、技術提案等の内容とその確認方法が記載されているかを確認する。

【工事施工中】技術提案等の履行確認
 施工計画書の内容に基づき、監督員は施工中及び施工後に技術提案等の履行確認を行う。その際、必要に応じ、受注者に資料の提出や説明を求める。
 履行が確認できた場合には、**チェックリスト**及び技術提案等確認書に確認日等を記入し、技術提案等の確認資料として完成図書に添付する。
 履行確認の結果、技術提案等のうち一部でも履行確認ができない場合は、指示書等により、受注者側にその旨の通知を行うこと。

【工事完成後】 省略

- 4 その他
- 評価結果（過大な提案（オーバースペック）も含む）に関わらず技術提案等の記載内容については、受注者はその履行を確保しなければならない。
 - 「技術提案」「簡易な施工計画」において、工事品質の低下を招く恐れがあるものとして評価しなかった記載内容については、履行確認の対象外とすること。この場合、記載内容を実施することがないよう受注者に指示書で通知すること。
 - 技術提案等の履行確認に際して**疑義**が生じた場合は、その都度、技術企画室と協議すること。

【工事施工中】技術提案等の履行確認
 施工計画書の内容に基づき、監督員は施工中及び施工後に技術提案等の履行確認を行う。その際、必要に応じ、受注者に資料の提出や説明を求める。
 履行が確認できた場合には、技術提案等確認書に確認日等を記入し、技術提案等の確認資料として完成図書に添付する。
 履行確認の結果、技術提案等のうち一部でも履行確認ができない場合は、指示書等により、受注者側にその旨の通知を行うこと。

【工事完成後】 省略

- 4 その他 省略
- 評価結果（過大な提案（オーバースペック）も含む）に関わらず技術提案等の記載内容については、受注者はその履行を確保しなければならない。
 - 「技術提案」「簡易な施工計画」において、工事品質の低下を招く恐れがあるものとして評価しなかった記載内容については、履行確認の対象外とすること。この場合、記載内容を実施することがないよう受注者に指示書で通知すること。
 - 技術提案等の履行確認に際して**質疑**が生じた場合は、その都度、技術企画室と協議すること。

総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書（記載例）

本工事は、愛媛県工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び愛媛県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、この特記仕様書によらなければならない。

第1条（技術提案等の履行）

受注者は、総合評価落札方式において、総合評価に係る資料として提出された「技術提案」「簡易な施工計画」及び「企業の施工能力について」のうち**生産性向上の取組（ICTの活用）**、「技術力の継続的な確保について」のうち**設備等施工体制、県内下請業者の活用**及び**若手技術者等の育成**に記載された内容（以下「技術提案等」という。）を履行しなければならない。

第2条

- 1 受注者は、技術提案等について、愛媛県土木工事共通仕様書の規定に基づき提出する施工計画書に記載しなければならない。
- 2 施工計画書には、技術提案等における記載項目毎の履行確認の方法及び確認可能な時期等について、**必要事項**を記載しなければならない。
- 3 前項の履行確認の方法及び確認可能な時期等については、技術提案等の内容に関わらず工事完成の通知までに履行確認が可能となる方法をもって記載しなければならない。
- 4 第2項の記載に際しては、別紙様式第1～3号を使用するものとする。

第3条～第5条 省略

総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書（記載例）

本工事は、愛媛県工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び愛媛県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、この特記仕様書によらなければならない。

第1条（技術提案等の履行） 省略

受注者は、総合評価落札方式において、総合評価に係る資料として提出された「技術提案」「簡易な施工計画」「企業の施工能力について」「技術力の継続的な確保について」のうち**生産性向上の取組（ICTの活用）**、**設備等施工体制、若手技術者等の育成**及び**県内下請業者の活用**に記載された内容（以下「技術提案等」という。）を履行しなければならない。

第2条

- 1 受注者は、技術提案等について、愛媛県土木工事共通仕様書の規定に基づき提出する施工計画書に記載しなければならない。
- 2 施工計画書には、技術提案等における記載項目毎の履行確認の方法及び確認可能な時期等について、**併せて**記載しなければならない。
- 3 前項の履行確認の方法及び確認可能な時期等については、技術提案等の内容に関わらず工事完成の通知までに履行確認が可能となる方法をもって記載しなければならない。
- 4 第2項の記載に際しては、別紙様式第1～6号を使用するものとする。

第3条～第5条 省略

様式第1号 追加

様式第1号
総合評価における技術提案等の履行確認チェックリスト

(令和7年9月31日までに公告を行う工事に適用)

令和 年 月 日

評価項目	評価対象	添注者 サイン欄	備考	
標準型 ☐ OOOについて 様式1号のとおり				
施工計画型 ☐ 施工上配慮すべき事項 ☐ 工機管理に係る技術的所見 ☐ 品質管理に係る技術的所見	様式2号のとおり			
施工計画型、実績評価型 ☐ 生産性向上の数値 (ICTの活用) ☐ 施工プロセスの一般でICTを活用(100%活用) ☐ 活用する具体的な工機・機材及び施工プロセス 記載欄: 作業士(技能士)①、②、③、④、⑤ など(1社限)に照らし4の全て記入すること ☐ その他のICTを活用 【活用する具体的な工機・機材や技術】 記載欄: 全ての関係機関、材料提供及び立会について、連絡調整で実施 など	☐ 施工プロセス4の全てでICTを活用(100%活用) 【活用する具体的な工機・機材や技術】 記載欄: 作業士(技能士) など ☐ 施工プロセスの一般でICTを活用(100%活用) 【活用する具体的な工機・機材及び施工プロセス】 記載欄: 作業士(技能士)①、②、③、④、⑤ など(1社限)に照らし4の全て記入すること ☐ その他のICTを活用 【活用する具体的な工機・機材や技術】 記載欄: 全ての関係機関、材料提供及び立会について、連絡調整で実施 など	☐ 確認日 (月 日)		
施工計画型、実績評価型、商品保証型 ☐ 所有する主要機械を使用 ☐ 所有する注工事業主要機械を使用 ☐ 所有するアスファルトフィニッシャーを使用 ☐ 所有する解体用重機を使用 【使用予定機械】 メーカー 型 式 製造番号 【確認方法】 記載欄 ・O月O日頃コンクリート杭付工の施工時に、現場にて機械の稼働を確認 ・施工状況写真及び機械の写真で確認 など			☐ 確認日 (月 日)	
施工計画型、実績評価型、商品保証型 ☐ 県内下請業者の活用	全ての下請業者(二次以下を含む)が県内に本社を有する業者に発注予定する場合 ☐ 県内に本社を有する下請業者が自社施工する場合 【確認方法】 下請施工履歴などにより確認※3		☐ 確認日 (月 日)	
施工計画型、実績評価型 ☐ 若手技術者等の育成	30歳未満を担当技術者として配置 35歳未満を担当技術者として配置 30歳未満現場代理人として配置 35歳未満現場代理人として配置 【確認方法】 【現場代理人、主任(班長)技術者等について(通知)】、選任方針の写しなどにより確認※2		☐ 確認日 (月 日)	

上記の評価項目について、履行状況の確認を実施し、満足に運行されていることを確認した。

監督員: _____

※ 本チェックリストは、施工計画に記載し、施工計画に添付すること、(施工計画書の一般とする。)

※1 本チェックリストは、計画項目及び評価項目にチェックを入れ、必要事項を記入すること。

※2 計画項目及び評価項目は、計画項目及び評価項目にチェックを入れ、必要事項を記入すること。

※3 下請施工に要する場合は、引当金300万未満の技術者等を配置される場合に限り、継続配置されているものとする。

※4 施工プロセスとは、①施工計画書、②施工状況写真、③ICT履歴データ、④施工計画書の各項目をいう。

様式第1号

模式第1号

総合評価における技術提案等の履行確認書（技術提案）

評価項目	21100000
------	----------

4500

提案	具体的な提案内容	実現方法	予算額	実施日 月 日

日 月 年 和

上記の技術提案について、履行状況の確認を実施し、適正に履行されていることを確認した。

...
...
...

※本様式は、施工前に配巻し、施工計画書に添付すること。(施工計画書の一部とする。)

畢
的
解
題

昭和 年 月 日

確 認 書

上記の施工計画について、履行状況の確認を実施し、適正に履行とされていることを確認した。

監査役 氏名

※本様式は、施工前に記載し、施工計画書に添付すること。(施工計画書の一部とする。)

樣式第2号

•
•
•

令和 年 月 日

破 認 書

上記の施工計画について、実行状況の確認を実施し、適正に進行されていることを確認した。

監査員: _____

※本構式は、施工前に記載し、施工計画書に添付すること。(施工計画書の一部とする。)

※本構式は、施工前に記載し、施工計画書に添付すること。(施工計画書の一部とする。)

様式第3号（記載例）

様式第3号（記載例）

総合評価における技術提案等の履行確認書（施工計画）

評価項目	☒ 施工上配慮すべき事項 ☐ 工程管理に係る技術的所見 ☐ 品質管理に係る技術的所見
評価対象	安全対策上配慮すべき事項（下部工施工時の安全対策について）

項目	具体的な対策	確認方法	チェック欄	確認日
下部工施工時の安全対策について	・ 覆工設置後はただちに手すりを設置する。	・ 〇月〇日覆工設置予定であることから、現場確認が可能	☒	〇月〇日
	・ 作業時には、枕木の応下状況若しくは測量・検測を行う。	・ 枕木設置後の〇月〇日以降、現場確認が可能	☒	〇月〇日
	・ 地形上、測量が取りづらくあるため、現場に測量計を設置する。	・ 検測工を行う。〇月〇日以降、現場確認が可能	☒	〇月〇日
	・ 工具類の使用前点検、使用後の点検を実施する。	・ 点検状況を写真で報告	☒	〇月〇日

令和 年 月 日
確認書
上記の施工計画について、履行状況の確認を実施し、適正に履行されていることを確認した。
監督員： 〇〇 〇〇

※本様式は、施工前に印刷し、施工計画書に添付すること。（施工計画書の一部とする。）
※完成時には、本様式と履行確認時に使用した資料等を監督員に提出すること。

様式第2号（記載例）

様式第2号（記載例）

総合評価における技術提案等の履行確認書（施工計画）

評価項目	☒ 施工上配慮すべき事項 ☐ 工程管理に係る技術的所見 ☐ 品質管理に係る技術的所見
評価対象	安全対策上配慮すべき事項（下部工施工時の安全対策について）

項目	具体的な対策	確認方法	チェック欄	確認日
下部工施工時の安全対策について	・ 覆工設置後はただちに手すりを設置する。	・ 〇月〇日覆工設置予定であることから、現場確認が可能	☒	〇月〇日
	・ 作業時には、枕木の応下状況若しくは測量・検測を行う。	・ 枕木設置後の〇月〇日以降、現場確認が可能	☒	〇月〇日
	・ 地形上、測量が取りづらくあるため、現場に測量計を設置する。	・ 検測工を行う。〇月〇日以降、現場確認が可能	☒	〇月〇日
	・ 工具類の使用前点検、使用後の点検を実施する。	・ 点検状況を写真で報告	☒	〇月〇日

令和 年 月 日
確認書
上記の施工計画について、履行状況の確認を実施し、適正に履行されていることを確認した。
監督員： 〇〇 〇〇

※本様式は、施工前に印刷し、施工計画書に添付すること。（施工計画書の一部とする。）
※完成時には、本様式と履行確認時に使用した資料等を監督員に提出すること。